

家族法制部会第23回会議・議事速報

2023年2月28日、法制審議会・家族法制部会の第23回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

まず、今回の会議の冒頭では、事務当局から、2022年12月6日から2023年2月17日までの間に実施されたパブリック・コメントについて、非常に多くの団体・個人から様々な意見が寄せられたことや、意見数の合計が現時点までに集計できている限りにおいて8000件以上であることなどの報告があった。これらの意見については、今後、事務当局がその概要をまとめた資料を作成する予定である。

次に、部会資料23に基づき、家族法制に関するその他の論点についての補足的な検討として、民法第770条第1項の定める裁判上の離婚事由について議論がされた。民法第770条第1項第4号は、裁判上の離婚事由として、「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」を掲げている。このような現行法の規律に対しては、多くの委員からこれを削除すべきであるとの意見が示され、その理由として、これが精神的な障害を有する者に対する差別的な規定であるとの指摘や、配偶者の精神病の状況は民法第770条第1項第5号の定める「その他婚姻を継続し難い重大な事由」の有無を判断する過程で考慮するのが相当であるといった指摘があった。

さらに、今回の会議では、委員から、国連の児童の権利委員会の一般的意見12号及び一般的意見14号の内容の紹介がされた上で、子の意見表明権等についての意見交換がされた。例えば、父母や裁判所が子の監護に関する様々な決定をする過程に子が参加することは一般的には望ましいことであるとの意見や、子が自由に意見を言えるような環境を整えることが重要であるといった意見が示された一方で、子に意見を言わせることが子にとって酷な場合もあることから、子の意見聴取を慎重に行うべきであるとの意見も示された。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。